

質問・回答書

令和8年10月16日

委託名		岡山桃太郎空港旅客ターミナルビル増築・改修等基本設計委託	
番号	質問事項	回答事項	
1	公告2 参加資格に関する事項(8) 業務実績において、空港旅客ターミナルで延べ面積が3,000㎡以上の実績が必要と記載がありますが、プロポーザルに参加可能な実績が3,000㎡であり、評価点取得には15,000㎡以上の実績が必要と理解してよいでしょうか。	参加資格は、お見込みのとおりです。 共同企業体の代表者の業務実績の評価は、評価基準2(1)アに記載のとおり、延べ面積15,000㎡以上の実績が対象となります。	
2	業務実績において、評価基準を満たして、設計共同体として建築主から直接受注した出資比率が30%の構成員としての実績は、評価点取得対象の実績として認められると理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりであり、設計共同体の構成員としての実績は、公告2 参加資格に関する事項(8)に記載のとおり、当該設計共同体への出資比率が20パーセント以上のものとなります。	
3	業務実績において、基本設計と実施設計が一本の契約の場合、業務実績としては一つの業務としてみなされるのでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、同一の工事において、基本設計と実施設計を別に契約したものも一つの業務とみなします。	
4	一次審査の選定結果の日程をご教示ください。	参加表明書の提出期限である10月20日以降、審査が完了次第、速やかに選定結果を通知します。	
5	業務実績において、評価基準を満たしている場合、支店・営業所での実績も認められますか。	お見込みのとおりです。	
6	基本設計(既存図作成を含む)とありますが、既存図作成については本設計に関わる部分のみと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
7	様式7-1の業務実施方針等、様式7-2～様式7-4の技術提案書について、各様式は1枚以内と考えてよろしいでしょうか。枚数制限はありますか。	様式7-1 業務実施方針等、様式7-2～様式7-5 技術提案書の各様式は、それぞれ1枚以内で作成してください。	
8	ヒアリングについて、「技術提案書の内容に関するプレゼン及びヒアリングを実施」とありますが、プレゼン資料に関する制約やプレゼンの方法(PCを使ったモニター投影等)は、迫って情報提供がされるものと考えてよろしいでしょうか。	提出された技術提案書(様式7、7-1～7-5)を用いて、プレゼン及びヒアリングを実施します。PCを使ったモニター投影等を行うことはできません。追加の情報提供はありません。	
9	参加資格及び評価基準において求められる「空港旅客ターミナルビル」の定義についてご教示ください。 ①空港旅客ターミナルビルとは、航空旅客の搭乗・到着機能を有する施設全体を指すとの理解でよろしいでしょうか。 ②国内線ターミナル及び国際線ターミナルを含むとの理解でよろしいでしょうか。 ③コンコース、サテライト施設、ターミナル増築部分等の旅客利用施設を含むとの理解でよろしいでしょうか。	①～③共通 実績として認められる施設かどうかは、提出資料を以て個別に審査します。 ①お見込みのとおりですが、ホテルなど空港旅客ターミナルビルにない別の用途がある場合は、その部分を除きます。 ②お見込みのものに加え、国内線又は国際線ターミナルのいずれかも含みます。 ③お見込みのとおりです。	
10	本業務に含まれる業務範囲についてご教示ください。 ①建築・構造・電気設備・機械設備に関する基本設計の範囲をご教示ください。 ②耐震診断及び耐震補強計画に関する業務範囲をご教示ください。 ③仮設計画、関係機関協議及び概算工事費算定の実施範囲をご教示ください。 ④実施設計相当の検討、各種申請手続及び積算数量算出は業務範囲に含まれるのでしょうか。	①～④委託設計概要及び設計委託仕様書のとおりです。	

番号	質問事項	回答事項
11	耐震診断業務の実施方針についてご教示ください。 ①令和元年度耐震診断結果を活用した再評価を想定しているとの理解でよろしいでしょうか。 ②耐震診断対象範囲は既存旅客ターミナルビル全体との理解でよろしいでしょうか。 ③発注者が認識する構造上の棟数（EXP.J区分を含む）をご教示ください。	①委託設計概要及び委託仕様書に基づき、本業務において、あらためて耐震診断業務を行うこととしています。なお、契約締結後に受注者には令和元年度の耐震診断調査報告書を貸与する予定です。 ②耐震診断を行う部分は、既存旅客ターミナルビルにおけるⅠ期・Ⅱ期・Ⅲ期②部分及びⅢ期①部分です。 ③既存旅客ターミナルビルのEXP.Jで分割された構造上の棟数は、3棟です。 ②及び③基本計画書P.102を添付します。
12	既存建物資料の貸与についてご教示ください。 ①確認済証及び検査済証の有無をご教示ください。 ②確認申請図書及び完成図書の有無をご教示ください。 ③既存意匠図、構造図、設備図及びCADデータの貸与可否をご教示ください。 ④耐震診断報告書の貸与可否をご教示ください。	①確認済証及び検査済証は有ります。 ②確認申請図書及び完成図書は有ります。 ③既存部分の意匠図、構造図及び設備図等は貸与する予定ですが、契約締結後に受注者と協議の上、適切に対応します。 ④耐震診断調査報告書は、契約締結後に受注者に貸与することは可能です。
13	既存資料及び業務範囲についてご教示ください。 ①敷地測量（平面測量・高低測量）は本業務に含まれるでしょうか。 ②既存測量成果（座標データ含む）の貸与は可能でしょうか。 ③既往地質調査資料の有無をご教示ください。 ④地質調査は本業務に含まれるでしょうか。	①敷地測量は本業務に含まれません。 ②令和7年度に実施した既存測量成果の貸与は可能です。 ③既往地質調査資料は部分的なものが有ります。 ④地質調査は本業務に含まれません。 ①～④共通 上記としておりますが、契約締結後に受注者と協議の上、適切に対応します。
14	土木・外構設計の業務範囲についてご教示ください。 ①駐車場整備は本業務に含まれるでしょうか。 ②構内道路及び排水施設の設計は本業務に含まれるでしょうか。 ③外構整備及び撤去工事設計は本業務に含まれるでしょうか。	①駐車場整備は本業務に含まれません。 ②構内道路及び構内道路に係る排水施設の設計は本業務に含まれません。 ③駐車場・構内道路等に係る設計は本業務に含まれません。なお、空港旅客ターミナルビル周囲の外構及び旧貨物ターミナルビル解体設計は本業務に含まれます。
15	仮設計画の業務範囲についてご教示ください。 ①空港運用継続計画は本業務に含まれるでしょうか。 ②保安区域切替計画は本業務に含まれるでしょうか。 ③旅客動線計画は本業務に含まれるでしょうか。	①～③本業務に含まれます。
16	基本計画策定時の資料についてご教示ください。 ①需要予測資料の貸与は可能でしょうか。 ②ゾーニング資料及び面積算定資料の貸与は可能でしょうか。 ③概算事業費算定資料の貸与は可能でしょうか。	①～③契約締結後に受注者に貸与することは可能です。
17	CIQ関係機関との協議についてご教示ください。 ①税関との協議支援業務は本業務に含まれるでしょうか。 ②出入国審査（入国管理）に関する協議支援業務は本業務に含まれるでしょうか。 ③検疫所との協議支援業務は本業務に含まれるでしょうか。	①～③支援業務は本業務に含まれます。

番号	質問事項	回答事項
18	概算工事費算定の範囲についてご教示ください。 仮設工事及び外構工事を含む概算工事費算定との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	補助事業との関係についてご教示ください。 ①国土交通省補助金の採択予定時期をご教示ください。 ②補助金申請支援資料作成は本業務に含まれるでしょうか。	①未定です。なお、契約締結後に受注者に伝えることとしています。 ②本業務に含まれます。
20	基本計画成果の引継ぎについてご教示ください。 ①基本計画策定者からの引継ぎを予定しているでしょうか。 ②引継ぎ説明会等を予定しているでしょうか。	①及び②予定していませんが、受注者が基本計画書の内容について質問等がある場合には、必要に応じ、基本計画策定業務受注者に説明を求めます。
21	居ながら工事を検討する上での前提条件についてご教示ください。 ①夜間工事可能時間帯をご教示ください。 ②閉鎖可能エリアをご教示ください。 ③保安区域に関する制約条件をご教示ください。	①～③本業務で関係機関と協議を行い、検討することとしています。
22	CIQ施設整備に関する前提条件についてご教示ください。 ①税関施設に関する協議条件があればご教示ください。 ②出入国審査施設に関する協議条件があればご教示ください。 ③検疫施設に関する協議条件があればご教示ください。	①～③本業務で関係機関と協議を行い、検討することとしています。
23	同時2便対応の検討条件についてご教示ください。 ①設計上前提とするピーク時旅客数をご教示ください。 ②設計上前提とする便数及び機材条件をご教示ください。 ③需要予測条件があればご教示ください。	①及び②岡山県航空企画推進課のホームページに掲載している岡山桃太郎空港機能強化基本計画を参照してください。 ③契約締結後に受注者と協議の上、適切に対応します。
24	耐震診断業務におけるコア採取数量及び条件についてご教示ください。 ①発注者が想定するコンクリートコア採取箇所数をご教示ください。 ②コア採取及び試験費用並びに復旧費用は本業務に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 ③空港運用上の実施制約条件があればご教示ください。	①～③既存の耐震診断調査報告書において、コンクリートコアを採取しているため、新たに採取する予定はありませんが、契約締結後に受注者と協議の上、適切に対応します。
25	委託設計概要では、確認申請等の履歴を把握し、敷地全体及び建築物の法適合性を整理した上で特定行政庁等と協議することとされています。 ①既存不適格事項又は現行法令への不適合事項について、発注者にて把握している内容があればご教示ください。 ②法適合性確認の対象は旅客ターミナルビルのみか、申請敷地内全建築物・工作物を対象とするのかご教示ください。 ③追加調査が必要となった場合の取扱いについてご教示ください。	①貸与が可能な基本計画書で参照することができます。 ②空港旅客ターミナルビル増築・改修等工事を実施するために、特定行政庁等が必要と認めた建築物・工作物を対象とします。 ③特定行政庁等と協議の上、法適合性確認が必要となった建築物・工作物は、全て本業務の対象に含まれます。
26	委託設計概要では、別途発注する駐車場・構内道路等の整備との調整を行うこととされています。 ①別途発注予定の関連業務（駐車場、構内道路、地質調査等）の名称及び発注予定時期をご教示ください。 ②別途発注業務の成果を本業務へ反映することを想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	①駐車場・構内道路等仮設設計等を予定していますが、現時点では発注準備中です。 ②本業務と別途発注業務の内容を調整して、相互に反映して設計することとしています。

番号	質問事項	回答事項
27	特記仕様書では、増築部分の構造形式、耐震性能及びZEB化について基本設計で検討・決定することとされています。 ①現時点で想定している増築位置、階数、構造形式があればご教示ください。 ②耐震性能について発注者が想定する目標水準があればご教示ください。 ③ZEB化について、発注者が想定する目標水準又は検討条件があればご教示ください。 ④上記設計条件の決定時期をご教示ください。	①～④関係法令等を踏まえ、基本計画書を元に関係者と協議の上、本業務で検討することとし、基本設計で決定することとしています。
28	特記仕様書では石綿事前調査を実施し、事前調査報告書を提出することとされています。 ①石綿事前調査の対象範囲をご教示ください。 ②既往の石綿調査報告書及び分析結果の有無をご教示ください。 ③既往資料が存在する場合、貸与可能との理解でよろしいでしょうか。 ④分析調査が必要となった場合は別途業務との理解でよろしいでしょうか。	①既存旅客ターミナルビルの全てです。 ②石綿調査報告書は部分的なものがあります。 ③既往資料は、契約締結後に受注者に貸与することは可能です。 ④お見込みのとおりですが、契約締結後に受注者と協議の上、適切に対応します。
29	特記仕様書では中間確認及び成果物提出時期が示されていますが、一部工程が明示されておりません。 ①基本設計条件確定時期をご教示ください。 ②概算工事費提出時期をご教示ください。 ③工事計画図及び概略工程表提出時期をご教示ください。 ④積算業務着手前の図面提出時期をご教示ください。 ⑤主要な関係機関協議の実施時期をご教示ください。	①及び⑤受注者が業務計画等に示した時期を承諾をした時期となります。 ②及び③成果物の提出時期は、中間確認の実施期限（令和9年5月15日）、本業務の委託工期末（令和9年7月31日）となります。なお、関係機関との協議に必要な資料については、契約締結後に受注者と協議の上、適切に対応します。 ④積算業務着手前の図面の提出はありません。
30	委託設計概要では、関係機関との協議を行うこととされています。 ①本業務で協議を予定している主な関係機関をご教示ください。 ②各協議の主体（発注者又は受注者）をご教示ください。 ③受注者に求められる業務範囲（資料作成、協議出席、議事録作成等）をご教示ください。 ④既往協議資料がある場合は貸与可能でしょうか。	①特定行政庁等、消防機関、C I Q所管部局、岡山空港ターミナル（株）及び各航空会社が主な関係機関となります。 ②関係法令に係る各協議は受注者が主体的に実施し、C I Q所管部局等との協議は発注者が主体的に実施するものと考えていますが、契約締結後に受注者と協議の上、適切に対応します。 ③関係機関との協議に必要なこと全てが業務範囲となります。（資料作成、協議出席、議事録作成等） ④既往協議資料の一部は、受注者に貸与することは可能ですが、契約締結後に受注者と協議の上、適切に対応します。
31	仕様書にある「別途発注する駐車場・構内道路等の整備との調整」について、基本設計期間中に発注者側から別途工事の時期・内容のデータが提供されますか。	進捗状況にあわせて、必要なデータを提供します。
32	既存部分の改修（耐震改修・内装改修）をローリングしながら工事を行う際、敷地内（第1～第3駐車場や緑地領域等）に仮設ターミナルや仮設事務所・仮設倉庫等の設置は可能でしょうか。	敷地内に仮設ターミナル、仮設事務所及び仮設倉庫等を設置することは想定していませんが、駐車場・構内道路等の設計内容を踏まえ、本業務で検討を行うこととしています。
33	特記仕様書において「ZEB化の有無（要求水準含め基本設計で検討及び決定）」とあります。増築部分のみでのZEB Ready等の取得を目指す検討を行うと考えてよろしいでしょうか。	本業務では、お見込みのエリアに加え、既存部分も考慮し、ZEB化の有無を含めた検討を行うこととしています。

番号	質問事項	回答事項
34	Ⅱ業務仕様 1. 設計業務の内容及び範囲 (2) 追加業務の内容及び範囲「住民説明等に必要な資料の作成業務」について、どの程度の資料の作成が必要かご教示ください。	本業務で検討することとしていますが、契約締結後に受注者と協議の上、適切に対応します。
35	業務委託特記仕様書について追加業務としての積算は適用外になっていますが、一方で、RIBC2による積算数量算出書や、管絃工事積算チェックマニュアルの提出についても記載されています。基本設計では概算工事費のみで積算業務はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、基本設計では概算工事費のみで積算業務はありません。
36	耐震診断業務はR1年度報告書を活用、踏襲してよろしいでしょうか。	No.11①の回答のとおりです。
37	参加資格確認書類の表中【様式3-1】、【様式3-2】の欄にある③の証明書類は契約書の写し等でもよろしいでしょうか。	業務実績が確認できる書類として、「①委託契約書の写し」、「②図面の写し」及び「③業務に従事したことが確認できる書類」のすべての提出が必要です。 「③業務に従事したことが確認できる書類」として、契約書の写しは認められません。なお、確認申請書や計画通知書の写しなど公的機関等に提出又は登録等しているもので、必要な内容が確認できれば、支障ありません。
38	「担当チーム技術者調書【様式4】」の留意事項欄に電気・機械は協力事務所の技術者を配置できる旨記載されていますが、協力事務所の技術者も評価にかかわる業務実施体制のA 担当チームの技術者数・保有資格【様式4】における資格保有者の評価対象となると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	参加資格確認書類の表中【様式5】の欄にある③の証明書類は、「建築士法第22条の3の3の規定に基づく書面」、「重要事項説明書（建築士法第24条の7）」又は「会社発行の従事証明書」でもよろしいでしょうか	業務実績が確認できる書類として、「①委託契約書の写し」、「②図面の写し」及び「③業務に従事したことが確認できる書類」のすべての提出が必要です。 「③業務に従事したことが確認できる書類」は、公的機関等への提出又は登録等により業務に従事したことが確認できる書類を求めています。「建築士法第22条の3の3の規定に基づく書面」、「重要事項説明書（建築士法第24条の7）」又は「会社発行の従事証明書」は③で求める書類には該当しません。なお、確認申請書や計画通知書の写しなど公的機関等に提出又は登録等しているもので、必要な内容が確認できれば、支障ありません。
40	(評価基準) 配置予定技術者の繁忙度における手持ち業務件数（令和8年12月1日時点）について、契約金額や業務規模（小規模な修繕設計等）に関わらず、全ての委託契約件数を計上する必要がありますか	全ての業務件数を記入してください。
41	【様式7-1】業務実施方針等、技術提案書【様式7-2～7-5】の各様式について、提出は各様式A4-1枚と考えてよろしいでしょうか	No.7の回答のとおりです。
42	「建物全体の透視図」は禁止ですが、部分パース、断面パース、動線ダイアグラム、ゾーニング図、建物全体のイメージスケッチ、の使用は可能でしょうか。	視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるものとします。 なお、添付の平成30年4月2日付け大臣官房官庁管絃部の事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」に準拠してください。

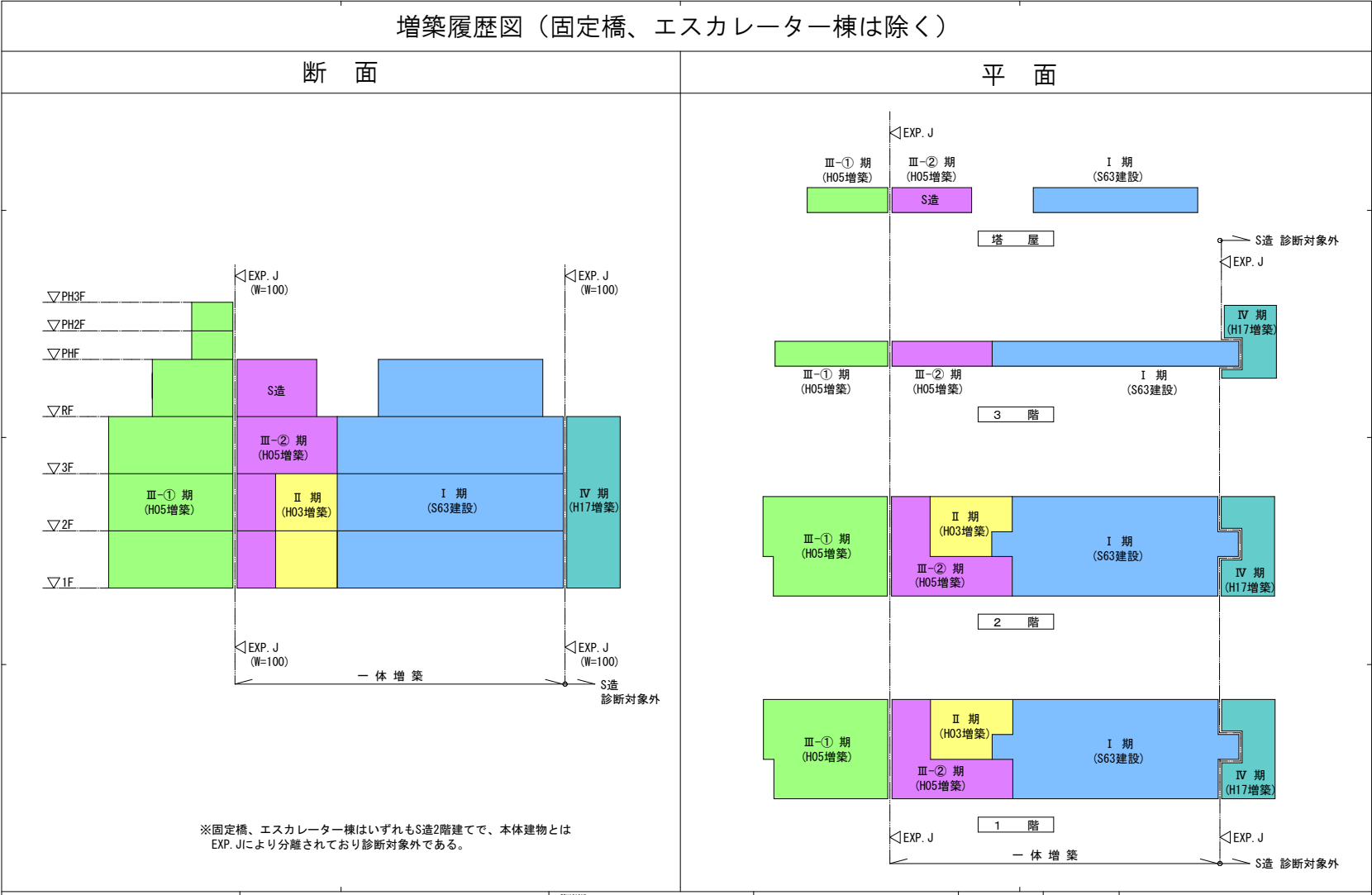
番号	質問事項	回答事項
43	増築部（約7,000㎡）に配置予定の主機能（出入国審査場、交番、事務室等）のほか、既存部分との機能再配置の自由度はどこまで認められますか。（移設不可の施設があれば、ご教示ください。）	基本計画書は最小限の規模を示したものであり、契約締結後に受注者と協議の上、適切に対応します。
44	設計業務実績となる面積の扱い：新築または増築とあり、増築は「当該部分の面積」とされていますが、増築と改修を一体で行う増改修業務においては改修面積も含むものと考えてよろしいでしょうか。また改修工事のみの場合は設計業務実績には該当しないと考えてよろしいでしょうか	増築と改修を一体で行う増改修業務においては、増築部分のみの面積とし、改修部分の面積は含めません。また、改修工事は設計業務実績に該当しません。
45	繁忙度の基準日が、評価基準では「公告日時点」、様式6では「令和8年12月1日時点の予定」となっていますがどちらが正となりますでしょうか	「令和8年12月1日時点の予定」が正しいです。
回答者 県民生活部空港機能強化担当課長		

3. 旅客ターミナルビル整備基本計画

3.6 構造計画

① 既存建物の耐震性能の確認

①-1. 増築履歴及び耐震診断対象範囲



事務連絡
平成 30 年 4 月 2 日

大臣官房官庁営繕部

整備課特別整備室 課長補佐 殿
各地方整備局営繕部 整備課長 殿
北海道開発局営繕部 営繕整備課長 殿
沖縄総合事務局開発建設部 営繕課長 殿

大臣官房官庁営繕部

整備課 課長補佐（総括担当）
設備・環境課 課長補佐（総括担当）

技術提案における視覚的表現の取扱いについて

プロポーザル方式に基づく建築関係建設コンサルタント等の選定・特定手続については、いわゆる「特定手続通達」*¹、「公募型プロポーザル通達」*²、「簡易公募型プロポーザル通達」*³、「手続改善通達」*⁴、「運用通達」*⁵及び「運用ガイドライン」*⁶に基づき実施されているところである。

今般、公共建築設計懇談会における建築設計三会等との意見交換を踏まえ、技術提案における視覚的表現の取扱いについて改めて整理したので、下記により適切に実施されるよう留意されたい。

なお、「技術提案書に記載される表現の許容範囲の取扱いについて」（平成 13 年 1 月 17 日付け事務連絡）は、廃止する。

記

1 視覚的表現を制限する趣旨

プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、設計対象に対する発想・解決方法等の技術提案を評価し、「ひと」を選ぶものであり、技術提案は文章での表現を原則とし、視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の範囲においてのみ認めている*⁷。

その際、技術提案の作成が提出者の過度な負担とならないよう、歯止めをかけるため、視覚的表現の許容範囲を明示したうえで、許容範囲を超えていると判断された技術提案は、無効又はその評価点の減点措置を講じているところである。

2 見直しの背景

上記の趣旨に鑑み、これまで視覚的表現の許容範囲を具体例により示してきたところであるが、具体例の作成から 20 年以上が経過し、その間で、提出者が CAD、CG、BIM 等のコンピュータによるツールを使用して技術提案を作成することが一般化したため、手描きによるこ

とを前提とした具体例の表現が、現状に合わなくなっているとの指摘がある。また、視覚的表現の許容範囲や、評価における視覚的表現の扱いのさらなる明確化も求められている。

これらの情勢を踏まえ、上記 1 に示すプロポーザル方式の基本的な考え方を踏襲する一方で、視覚的表現の許容範囲の取扱いを見直すものである。

3 視覚的表現の許容範囲

技術提案における視覚的表現の許容範囲は、別紙 1 を基本とする。

従来は、「具体的な形状の表現」や「一定の尺度に基づく表現」を許容しないものと整理していたが、CAD、CG、BIM 等のコンピュータによるツールを使用した技術提案の表現が一般化したことから、これらのツールを使用した表現を許容するものとした。

なお、別紙 1 は標準的な考え方を示したものであり、事業の特性に応じた柔軟な運用を妨げるものではない。

4 技術提案の評価における視覚的表現の扱い

技術提案を評価する際の視覚的表現の扱いは原則として次のとおりとし、これを技術提案書提出要請書又は説明書（以下「説明書等」という。）において、技術提案書の提出者に対し明示する（記載例は別紙 2 の 1 のとおり）。ただし、地方整備局等の実情に応じた運用を妨げるものではない。

- ① 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはないこと。
- ② 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象とならないこと。
- ③ 視覚的表現が許容範囲を超えていると判断される場合は、説明書等に明示した方法により評価点を減点すること。

5 カラーによる表現の扱い

運用通達別紙 6-3 の技術提案書提出要請書例 3. 2) ①提出方法等に「送信された技術提案書のプリントアウトは白黒印刷で、複製を作成する場合は白黒複写で行う」との記述があるが、これによらず、説明書等において、カラーにより提出された技術提案書のプリントアウトはカラー印刷する旨を明記する（記載例は別紙 2 の 2 のとおり）。

6 その他の留意事項

今回、視覚的表現の許容範囲を一部拡大することにより、「プロポーザル方式が設計競技に近づいた」とのものと誤解されないよう、次の点についてより一層留意する。

(1) 評価テーマの設定

プロポーザル方式は、設計案を求めるものではなく、課題に対する発想や解決方法のアイデア、コンセプトを求めるものであることを十分意識したうえで評価テーマを設定する。その際、具体の設計案の提示を受けなければ評価できないようなテーマ設定をしないこと、技術提案に求める事項（対象とする課題）を明確にしたテーマ設定をすることが必要であ

る。

(2) 提出物の分量の制限

技術提案書の作成に要する費用は提出者の負担としていることから、提出者に過大な負担をかけないよう、提出物の大きさと枚数を制限することが重要である。このため、「業務実施方針及び手法」の提案にA4判1ページ、技術提案の評価テーマ1つの提案につきA4判1ページ（評価テーマは3つ以内）とすることを原則とする。

(3) 審査員のヒアリング時及び評価での対応

各々の審査員がプロポーザルの趣旨を理解し、設計競技でないことを認識することが重要である。審査員には、ヒアリング時においてプランの納まり（例：〇〇室がどこにあるのか）や設計の細部（例：ドアの位置）などについて質問をしたり、評価したりしないようにすることが求められる。

また、技術提案書において「表現は文章によることを原則とし、視覚的表現は文章を補うためのものであること」を認識し、上記4①及び②に十分留意して評価することが重要である。

7 適用

上記3、4及び5は、原則として平成30年4月3日以降に発注手続を開始する設計業務（プロポーザル方式によるもの）に適用する。

- * 1 「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号）
- * 2 「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第270号、建設省技調発第136号、建設省営建発第25号。最終改正 平成30年3月9日付け国地契第62号、国官技第284号、国営整第237号。）
- * 3 「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号。最終改正 平成30年3月9日付け国地契第62号、国官技第284号、国営整第237号。）
- * 4 「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について」（平成12年7月26日付け建設省厚契発第25号、建設省技調発第119号、建設省営建発第47号。最終改正 平成22年7月29日付け国地契第15号、国官技第116号、国営整第88号。）
- * 5 「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について」（平成12年12月6日付け建設省厚契発第43号、建設省技調発第191号、建設省営建発第70号。最終改正 平成30年3月9日付け国地契第63号、国官技第285号、国営計第105号、国営整第238号。）
- * 6 「「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」の改正について」（平成23年6月30日付け国地契第16号、国官技第105号、国営整第62号、国北予第8号。最終改正 平成27年11月24日付け国地契第34号、国官技第212号、国営整第162号、国北予第21号。）
- * 7 「プロポーザル方式に基づく設計者選定要領」（平成6年 公共建築設計懇談会 設計プロポーザル検討部会報告）において、「プロポーザル方式は、当該プロジェクトに関する案を求めるのではなくプロジェクトに対する発想、解決方法、対応姿勢を求めるものである。言い換えれば当該プロジェクトに対する基本的考え方（コンセプト）を重要な判断材料として人を選ぶ方式である。従って、その表現は文章によることを原則とし、視覚的表現は文章を補うためのイラスト、イメージ図、ダイアグラム、パターン図等に止めるべきで、一定の縮尺に基づく図面、透視図、図面を基にした透視図やこれに近いスケッチ等は除外されるべきである。」とされている。

(別紙1) 技術提案における視覚的表現の許容範囲

1 視覚的表現の基本的な考え方

プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、技術提案を評価し、「ひと」を選ぶものであり、技術提案書の提出者は、設計対象に対する発想・解決方法等の評価テーマに対する考え方を、文章にて明確に表現することが基本であるが、提案にあたり視覚的表現による補足が適当と考えられる内容については、その内容を表すのに相応しい適切なイメージ図等による表現を認める。

2 視覚的表現の許容範囲

次に掲げる視覚的表現は許容しない。

- ① 具体的な建物の設計又はこれに類する表現
- ② 詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現

【許容しない表現の例】

- ・ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、精巧・精密な透視図等
- ・ 大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現された平面イメージ
- ・ 高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現
- ・ 仕上げ材、家具、造作、設備機器等の詳細な形状、具体の寸法等の表現

ただし、①既存の建築物等の写真の使用、②増築、改修等の場合における当該建築物の既存図面を使用した表現、③導入するシステム、工法等のイメージを示すための限定的な詳細スケッチの使用は許容する。

なお、上記の許容しない表現に抵触しない範囲で、CAD、CG、BIM等のコンピュータによるツールを使用した表現及びカラーを用いた表現を許容する。

(1) 平面イメージ図

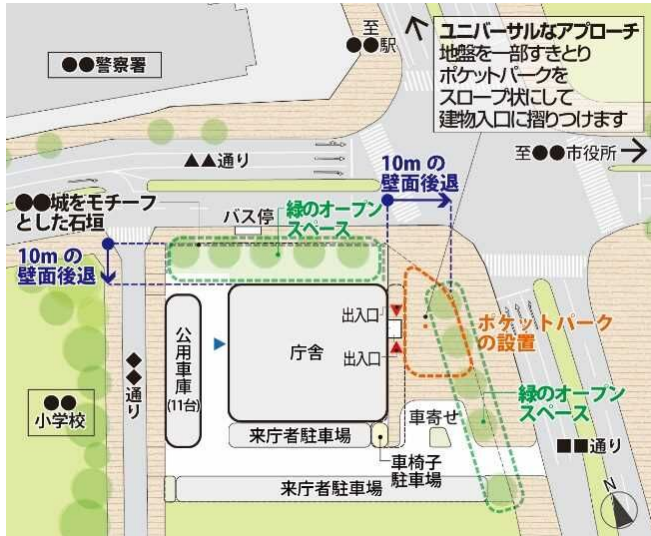
5

(2) 外観（立面・鳥瞰）イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてよい。	簡易でないファサードの表現。例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現。

(3) 配置イメージ図

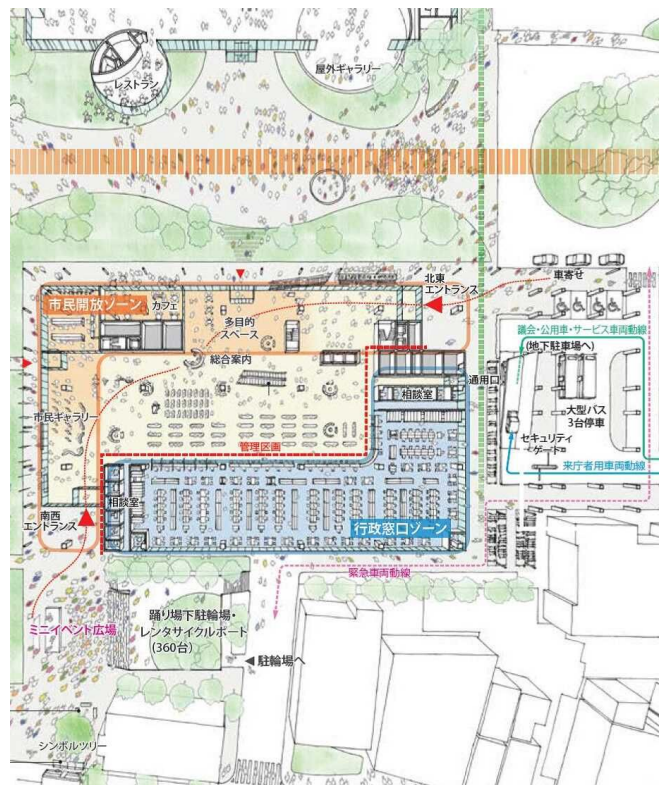
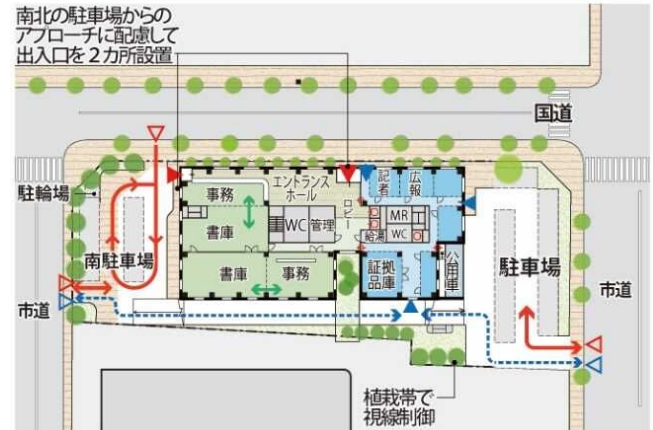
許容される表現の例



(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)

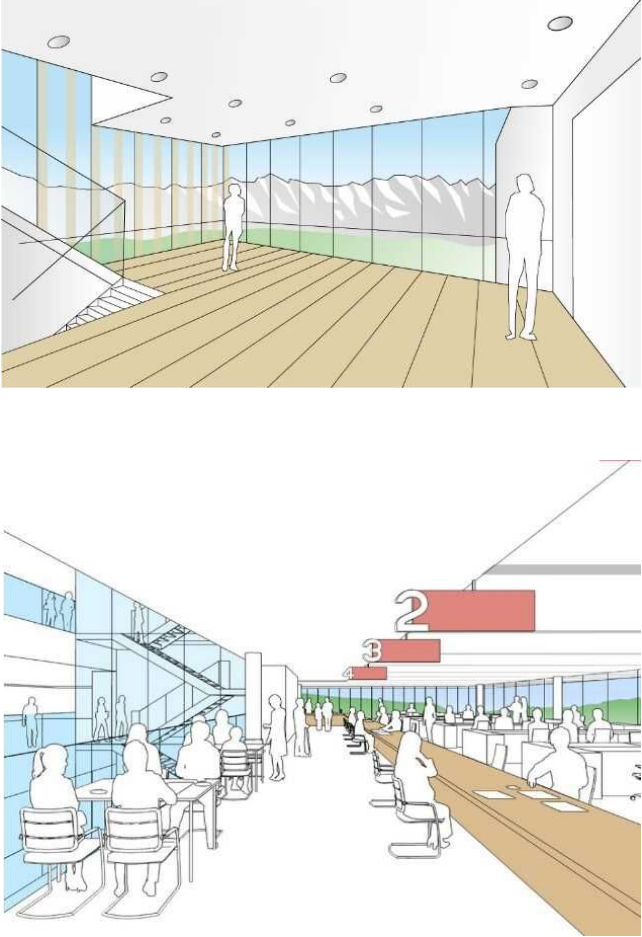
敷地内の人や車の動線や建物の配置・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための配置イメージ図。一定の尺度で建物の形状が表現されていてよい。周辺地域が表現されていてよい。

許容されない表現の例



建物部分の表現が「平面イメージ図」の許容されない表現に該当するもの。
屋根材、舗装材等の細部が描き込まれたもの。

(4) 内観イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。	仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現。

(別紙2) 技術提案書提出要請書又は説明書における記載例

1 技術提案の評価における視覚的表現の扱いの記載例

(技術提案書の記載上の留意事項に係る項目)

○記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ・提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- ・視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。(表現の許容範囲については、別添○参照。【注：本事務連絡の別紙1を参考に作成したものを想定】)
- ・技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- ・説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分(例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合)は、評価対象とならない。
- ・視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、当該評価テーマに係る評価点から、その1/2を減点する。
- ・技術提案書の提出者(設計共同体の構成員、協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な社名(組織名)、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等)を記載してはならない。

2 カラーによる表現の扱いの記載例

(技術提案書の作成・提出方法に係る項目)

【標準プロポーザル方式の場合】

○電子入札システムにより技術提案書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

- ・プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、送信された技術提案書がカラーの場合、プリントアウトはカラー印刷で行う。

【公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の場合】

○作成方法

- ・別添様式を基に作成を行うものとし、ファイル形式、ファイル容量等の基本的事項は、参加表明書の作成方法と同様とする。ただし、送信された技術提案書がカラーの場合、プリントアウトはカラー印刷で行う。

※本記載例は、運用通達及び運用ガイドラインに記載のある表現に、下線部を修正又は追記した形として示している。